

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和4年12月13日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：黒川長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから12月13日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○黒川総務課長 報道官の黒川です。

お手元の広報日程に沿って説明をいたします。

あしたの委員会の定例会の議題は4つです。

まず1つ目が、高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討の4回目です。

今回の議題は、経過措置や猶予期間といったものになります。事務局から考え方の案を示して、委員会で討議をするということになります。案の中身は、詳しくは当日の資料を見ていただくとして、大きく言うと2点。

1点目は、施行の時点で30年を超えている場合は、施行日までに新制度の認可を受けるということ。

2点目は、その場合の審査の内容については、既にある程度の確認を経ていきますので、既に現行手続で確認された中身を活用して合理的な審査を行うといったような中身になっています。

議題の2つ目が、東海第二の設置変更許可。

中身は、有毒ガス防護のバックフィットです。この件について審査書の案をまとめまして了承を受けると。了承されれば、関係行政機関の意見を聞くという手続に入ります。

議題の3つ目ですけれども「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方」の改訂ということで、この考え方というのはQA集などと呼んでいますけれども、新規制基準の考え方をQ&A形式で示したというものであります。

これは元々は6年前、平成28年に作ったもので、随時改定を重ねてきていますけれども、最新の改定は4年前、平成30年だったのですけれども、その後、いろいろな法改正とか規則類の改正などもありましたので、それらの中身を取り込んでこの資料も改訂しておくという議題になります。

議題の4つ目が、日中韓原子力安全規制者会合の概要ということで、これは毎年1回行っている3か国の規制当局の会合ということになりますけれども、今年は12月9日に行われまして、オンライン形式で伴委員が出席されています。その結果概要を報告するというものになります。

同じ1ページ目の(2)のところですがけれども、来週の月曜日、19日に臨時会議があります。

議題は日本原電の経営層との意見交換ということになります。先日の敦賀発電所の審査会合が再開されましたけれども、主にその点についてということになるかと思えます。

次が3ページ目、12月19日の(10)1Fの監視・評価検討会です。

議題は2つで、1つ目は東京電力のほうから、リスク低減目標マップの進捗状況について報告があります。

議題の2つ目は、ALPS処理水の海洋放出に関する審査の状況の報告です。

こちらからは以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。御質問のある方は手を挙げてください。

ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

あしたの議題1の御説明がいま一つよく分からなかったもので、もう一度教えていただけないでしょうか。

○黒川総務課長 中身は、経過措置と猶予期間といったような話になりまして、中身は割と専門的で細かいので、この場で全部、私も説明し切らないですけれども、要は、施行のタイミングで既に30年とか40年とかを超えていると、これまでお示ししているように、30年、40年のタイミングで認可を受けないと運転できないという規定が施行されるということになりますので、その認可を施行の前に受けておいてくださいというような内容になるということです。

つまり、今のところ、高経年化技術評価とか、40年での運転延長の認可とか、現行の手続が既にある程度あるわけですがけれども、それを新しい制度での認可とみなして手続をしないということではなくて、もう一度と言うべきか、新制度の手続を踏んだ上で施行を迎えてくださいという中身になるということになります。

○記者 要するに、30年超のもので高経年化技術評価でオーケーが出ているものは、もう一度新制度の下で今度は認可を受けなさいと。そういうことですね。

40年超で延長認可を受けて、旧制度の下で延長認可を受けたものは、もう一度特別点検を受けるのですか。

○黒川総務課長 そこは、先ほども申し上げましたけれども、法的な手続としては認可という手続を経てくださいと。ただ、実際にどのようにそれを審査するかについては、既に確認されている内容もあるので、それを活用して合理的な審査をしましょうと。元々やっていたものに加えて、加えてやる部分を審査しましょうということになりますので、改めてもう一度やり直しというよりは、例えば、これまでソフト、ハードみたいなこと

を言っていますけれども、これまでソフト的なものしか見ていなかったものをハードも
見ますみたいな、そういう追加的にやる部分にとどめましょうという内容になります。

○記者 だから、40年のところで特別点検を受けているものは、もう一回やりなさいとい
うことにはならないのでしょうか。

○黒川総務課長 はい。そういうことだと思います。

○記者 あと、現在、40年超の認可を、40年から20年延長の認可を受けているものに関し
てはどうするのですか。

○黒川総務課長 そこは、結局、施行日と40年のタイミングみたいな問題になると思いま
すけれども、そこは非常に微妙な、どのタイミングで何が来るかでいろいろな組み合わ
せがあるでしょうから、そこは今ここでお答えするのは難しいです。

○記者 あした、では、個別に全部事務方が説明して、それについて委員長以下皆さんが
議論するということよろしいですか。

○黒川総務課長 そこは、先ほど申し上げた考え方だけ。要は、施行日時点で30年超えて
いる場合は、施行のところまでに認可を受けてくださいと。認可のときの審査は、既に
確認されたものをもう一度やり直しということではなくて、合理的な範囲でやりましょ
うという基本的な考え方までで、それで、では、この発電所がどうかとか、どういう類
型のものかどうかというのは特に整理はされないですけれども、ただ、そこまで、先ほ
どの基本的な考え方を整理すれば、こういうタイプのものはこうなりますというはお
のずと決まってくると思いますので、そこは委員会の場で説明するというよりは、事務
方に聞いていただければ、どのようになるでしょうというのは説明できるのではないか
と思います。

○司会 ほかに御質問はありますか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—